

## 令和7年度一般参加型景観啓発事業業務委託企画提案競技実施要領

### 1 事業目的

以下、2点を目的とする。

- ・様々な個人及び団体がより気軽に楽しく景観形成活動に参加できるよう、多様な発想に基づく参加方法を提示し、これまで景観形成活動に参加する機会の少なかった県民が主体的に景観活動に関与するきっかけを創出する。
- ・これにより、県内にある様々な美しい景観の意義を県民等が実感し、景観づくりの創出・活用における新たな関わり方を発見する。

### 2 業務委託の内容

「令和7年度一般参加型景観啓発事業」に関する業務委託仕様書による。

### 3 契約上限額

500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

### 4 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

### 5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について

て特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール（予定）

- |     |           |                  |
|-----|-----------|------------------|
| (1) | 実施公告      | 令和7年6月27日（金）     |
| (2) | 質問票提出期限   | 令和7年7月11日（金）午後5時 |
| (3) | 参加申込期限    | 令和7年7月18日（金）午後5時 |
| (4) | 企画提案書提出期限 | 令和7年8月1日（金）午後5時  |
| (5) | 審査結果通知    | 令和7年8月中旬頃        |

## 8 企画提案競技の方法

- (1) 質問票（別紙1）の提出

企画提案競技及び業務委託仕様書に関する質問は、別紙1「質問票」を提出すること。

- ① 提出先 本要領「11 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ② 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 回答 回答は軽微なもの除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない）。

- (2) 参加申込書（別紙2）の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書を提出すること。

また、併せて「誓約書」も提出すること。

※誓約書については先に電子メール又はファックスで送付し、企画提案書等の提出の際に原本を提出すること。

- ① 提出先 本要領「11 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ② 提出期限 令和7年7月18日（金）午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

### (3) 企画提案書等の提出

#### ① 企画提案書の内容

本実施要領2「業務委託の内容」を参照の上、提案すること。

#### ② 提出書類等（各7部）

##### ア 企画書

- ・各社の提案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判とし、ページ番号を挿入の上、一冊にまとめる。

##### イ 費用見積書（原本1部）

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・具体的な費用内訳を記載し、税抜き表示を基本とすること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、事業名は、「令和7年度一般参加型 景観啓発事業 業務委託」とする。

##### ウ 誓約書（1部）

- ・別紙3により提出すること

#### ③ 提出期限等

##### ア 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時まで（必着）

##### イ 提出先

本要領「11 問い合わせ及び書類提出先」宛

##### ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

#### ④ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

### (4) 審査

次の各項目について審査を行い、順位点の合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。

#### ① 提案イベントの内容

事業の趣旨や目的等を十分に理解し、業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画内容となっているか。

#### ② 事業実施体制等

事前準備、広報、アンケート、関係機関との連絡調整等を確実に実施できる体制を構築しているか。また、計画的な業務スケジュールとなっているか。

#### ③ 見積金額

必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合

性が図られているか。

④ 実績等

本事業を受託するに相応しい同程度の業務実績や円滑に事業を遂行する能力を有しているか。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和7年8月中旬頃を目途に、採択・不採択にかかわらず通知します。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(7) (6)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 10 その他

- (1) この企画提案競技に係る説明会は開催しない。
- (2) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出書類については返却しない。
- (5) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (6) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症等の状況により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性がある。

## 11 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県県土整備部都市計画課 美しい宮崎づくり推進室

美しい宮崎づくり推進担当 水田

電 話 0985-24-0041

ファックス 0985-32-4456

電子メール [utukushii@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:utukushii@pref.miyazaki.lg.jp)